



小田原市景観計画 景観形成基準

[良好な景観の形成に関する方針／行為の制限]

■市域全域

■景観計画重点区域

ODAWARA
Urban Design
Plan

令和5年3月一部改正

小田原市

小田原市景観計画 景観形成基準 目次

1. 市域全域における景観形成	1
●景観形成の目標	1
●景観形成の基本方針及び方針	2
共通事項	
類型別／構造別	
●行為の制限	16
2. 景観計画重点区域における景観形成	17
●小田原城周辺地区	20
●小田原駅周辺地区	24
●国道1号本町・南町地区	28
●かまぼこ通り周辺地区	33
●小田原大井線沿道地区	38
●穴部国府津線沿道地区	42

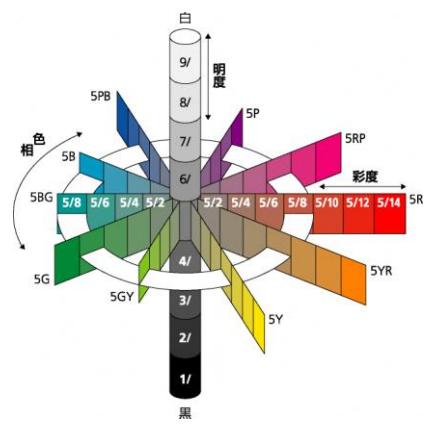
■「小田原市景観計画 景観形成基準」のご利用にあたって

- ・この冊子は、景観法第8条に基づく小田原市景観計画（平成17年小田原市告示第119号）のうち、「第2章 良好的な景観の形成に関する方針」「第3章 行為の制限に関する事項」及び「第4章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」を抜粋し、地域別に編集したものです。
- ・建築行為などの際は、この景観形成基準の内容に沿った計画をお願いします。
- ・建築行為のうち、一定規模以上または重点区域内のものは、あらかじめ市への届出が必要です。市では届出について景観形成基準への適合をチェックし、適合していない場合は、指導、勧告または変更命令を行います（届出対象行為及び手続きの流れについては、『小田原市景観計画・景観条例のあらまし』をご覧ください）。
- ・「行為の制限」については、市長が景観評価員の意見を聴いた上で認めるものについては適用を除外します。
- ・この冊子において示す色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系※1）によります。

※1 マンセル表色系（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）

マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

■色を表す3つの属性



- 色相**は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- 明度**は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- 彩度**は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

1. 市域全域における景観形成

[景観形成の目標]

本市は、海、山、川などの豊かな自然的資源に恵まれ、市内の随所に歴史的・文化的遺産が数多く存在している。また神奈川県西部地域の中核都市として経済・社会的な蓄積と潜在力を有している。これらの環境は本市の良好な景観の形成にあたって貴重な財産であることから、次の3つの理念のもと、**それぞれの地域ごとに、その特性を踏まえて、これら財産を守り、育て、活かすこと**により、市民はもとより来訪者に対しても良好な景観の形成を進める。

また、特にこれら小田原の有する特色が象徴的に現れる地域は、3つの理念の具現化により、小田原らしさがより強く感じられる景観が形成され、それは本市の景観形成において先導的な役割を果たすと考えられる。そこで、こうした地域を**景観計画重点区域**として位置づけ、**積極的な取組み**を進める。

●理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成

本市は、南に広がる相模湾、周囲を囲む箱根外輪山や曾我丘陵、市域の中央部を貫流する酒匂川など、豊かな自然を日常生活の中で感じられる環境を有している。また、田園や樹叢、せせらぎ・水路なども身近に感じられるスケールを持って存在している。このような自然環境は、本市の風土の基礎であり、市民の心と生活を豊かにする貴重な財産である。こうした自然環境と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観の形成が図られなければならない。

●理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

本市は、城下町として、また東海道の宿場町として発展し、近代では、別荘地としての役割も担ってきた。市内には小田原城や別邸建築をはじめ、数々の歴史的・文化的資源が存在し、それにより歴史を感じる環境が形成されている。これら資源は、本市や地域の個性を如実に表す貴重な財産であり、広域的な観光や交流の促進にも寄与すると考えられる。これら資源を活用し、落ち着きと風格がある景観の形成が図られなければならない。

●理念3 活活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成

本市は、優れた地理的条件、交通条件を有しており、商業都市、産業都市、生活都市としての蓄積と潜在力がある。今後、神奈川県西部地域の中核都市として活性化を図っていくためには、このような恵まれた条件を最大限に活かしてさらに都市の質を向上させることが不可欠であり、その際、景観が果たすべき役割は大きい。アメニティを確保した道路等の公共施設の整備及びその活用、優良な民間再開発の推進等により、地域の活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成が図られなければならない。

[景観形成の基本方針及び方針]

■共通事項

●自然や歴史を守り、伝承する

□緑・水などの自然環境を守る



- 箱根外輪山や曾我丘陵等のまとまった緑地、相模湾や酒匂川などの水辺は、良好な景観を形成する礎である。また、身近な樹木・樹叢やせせらぎ・水路は、本市の豊かさを象徴する資源である。これら資源を適切に保全するとともに、自然環境と一体となった景観を形成する。

- ・まとまった緑地やシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。やむを得ず伐採する場合は、周辺の緑地との連続性を考慮し、それと調和した植栽を行う。
- ・大規模な造成では、極力、現在の地形を尊重し、高い擁壁を避けるなど、良好な風致景観を維持する。
- ・建築物は、地形になじませた形態や勾配屋根とするなど、地形と一体となった景観を形成する。

□歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る



- 小田原城や別邸建築、特徴のあるまちなみなどは、本市の歴史や文化を象徴する貴重な資源である。また、市内随所に存在する身近な史跡などの文化財も、その地域の歴史・文化を今に伝えるとともに、印象的な風景を形づくっている。これらは、本市にとって貴重な資源であるため、適切に維持・保全するとともに、その周辺においては建築物等の形態・意匠に配慮し、歴史的・文化的な空間を伝承する。

- ・歴史的・文化的資源に隣接する場所では、建築物の壁面を一定距離後退させ、また、建築設備の設置や広告物の掲出を控えるなど、点景が引き立つ景観を形成する。
- ・歴史的・文化的資源の周辺では、それらと呼応するデザインの採用や融和した色彩の採用などにより、落ち着きがある景観を形成する。
- ・特徴のあるまちなみを持つ地区では、地区の持つスケール感や趣を読み取り、それを活かしたデザイン、素材、色彩の活用などにより、地区の持つ個性や印象的な風景を継承させる。

●潤いと個性を育てる

□身近な緑を増やし潤いを育てる



●身近な緑は、人々にやすらぎと潤いを与える大切な資源であり、良好な都市環境を形成するために不可欠であるとともに、都市の風格を形成する要素でもある。そのため、市街地においては、街路樹の整備や建築物等の敷地内の緑化を推進するとともに、街角やアイストップとなる位置に樹木を効果的に配置することにより、豊かで潤いのある景観を形成する。

- ・建築物は、生垣等による接道部の緑化や敷地内への四季が感じられる樹木の植栽などにより、潤いのある景観を形成する。
- ・大規模な緑地の周辺では、積極的に接道部や敷地内の緑化を進めることにより、緑が連続した空間を創出する。
- ・大規模な施設では、敷地内にオープンスペースを確保し、高木や低木をバランス良く配置するなど、緑豊かな景観を創出する。

□彩りにより個性を育てる



●色彩は、人々に印象強く捉えられる景観要素であるため、自然的資源、歴史的・文化的資源が豊富な本市にとって、その資源周辺の色彩のコントロールは景観形成上、重要な意味を持つ。そこで、それら資源の存在感が引き立つような色彩を使うことにより、地域の個性を育む。また、色彩は都市の風格を形成する要素でもあるため、穏やかな色彩により風格や統一感のあるまちなみをつくるとともに、季節の花々や催事の彩りなどが映え、豊かな変化を感じられる景観を形成する。

- ・色彩の効果（色相は建物としての親しみやすさに、明度は遠景で感じる景観の全体像に、彩度は都市内部で体感する近景・中景の景観に対し、それぞれ大きな影響を及ぼす等。）を考慮に入れ、それぞれの地域や地形に合った景観を形成する。
- ・建築物及び工作物の色彩は、中・低彩度色を、色相においては、YR系及びY系に属する暖色系の色相又は無彩色を基本とし、落ち着きがあり、暖かみのある色彩景観を形成する。
- ・建築物の屋根は、低明度かつ低彩度色を基本とし、外壁等と色相をそろえるなど、穏やかな屋並みの色彩景観を形成する。
- ・建築物の外壁及び工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や、経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。
- ・周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる色彩景観を形成する。
- ・コーポレートカラーイメージカラーなどは、個人や企業の嗜好を反映した高彩度色を大きな面積で用いることを避けるなど、市民や事業者が互いに協力して雰囲気の良い色彩景観を形成する。
- ・大規模な建築物や工作物等においては、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
- ・歴史的・文化的資源や自然的資源等の周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。
- ・交差点の周辺や道路沿道では、交通信号や道路標識等の視認性を妨げないよう配慮し、安全で快適な色彩景観を形成する。
- ・屋外広告物を設置する場合には、周辺の屋外広告物との調和や、屋外広告物と建築物等との調和に配慮し、にぎわいの中にも節度が感じられる色彩景観を形成する。

●特性を豊かな空間づくりに活かす

□眺望景観を活かす



●本市には、富士山や箱根外輪山、丹沢山地といった特徴的な山・山並みや、小田原らしさが視覚的に感じられる小田原城天守閣といった眺望対象があり、これは本市の特性である。そこで、主要な道路や鉄道、橋梁、曾我丘陵の見晴台等の公共性の高い場所から、富士山や箱根外輪山などの山・山並みへの良好な眺望景観を形成するとともに、国道1号や小田原駅前等の視点場から天守閣への眺望景観を確保する。

- ・主要な視点場や鉄道の車窓等から、富士山や丹沢山地などへの眺望の視線内にある建築物や広告物は、良好な眺望景観の妨げにならないような形態や掲出方法とする。
- ・建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、市街地内などから山・山並みや海などへの眺望視線に配慮する。
- ・山並みや海辺、河川沿いなど、眺望の対象となる資源に隣接した建築物や工作物は、その色彩や形態に配慮するなど、市街地や道路からの眺望景観を意識した見せ方を行う。

□地域の特性を活かしてまちなみを整える



●新たな建物やそれに伴う人々の暮らしは、その場所に絶えず新しい景観をつくりだす。そこで、一つひとつの建築行為を、それぞれの地域で育んできた文化、現在の土地利用や人々の生活形態など、地域の特性を活かしたものとすることにより、その地域のまちなみを整え、新たな魅力を創出する。

- ・建築物は、地域のスケールに調和し、無理なくおさまるような配置や形態とする。
- ・接道部の緑化や低層部のにぎわいの創出などにより、連続性のあるまちなみ景観を形成する。
- ・大規模な建築物や開発行為は、小広場の設置や外壁の後退、シンボルツリーの設置などにより、周辺との調和を図るとともに、地域の新たな個性を創出する。
- ・建築設備や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、建築物との一体化、ルーバーの設置や植栽による修景を行うなど、周辺と調和したまちなみを形成する。
- ・青空駐車場その他の空き地は、車の出入り口の集約化や接道部への植栽などにより、まちなみとしての連続性を確保する。

■類型別／構造別

本市の景観は、類型別、構造別に捉えられる。それぞれの分類に該当する地域並びにその景観形成の基本方針及び方針は次のとおりとする。

図1 景観の類型・構造図

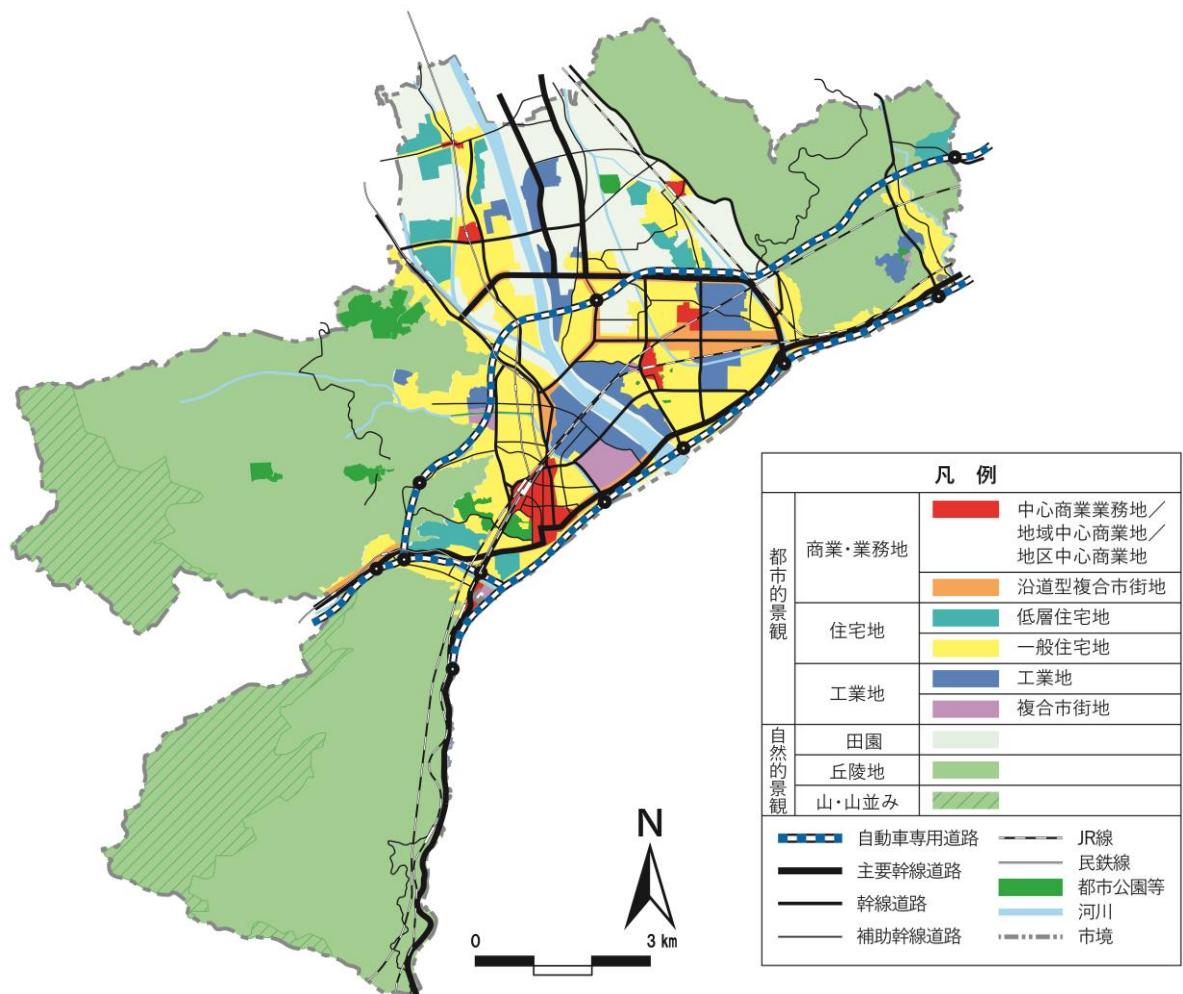


表1 類型別の景観

景観の類型		都市計画マスターplanの土地利用区分等
都市的景観	商業・業務地	中心商業業務地、地域中心商業地、地区中心商業地、沿道型複合市街地
	住宅地	一般住宅地、低層住宅地
	工業地	工業地、複合市街地
自然的景観	田園	市街化調整区域のうち酒匂川沿いに広がる平地部
	丘陵地	市街化調整区域のうち市街地の東西に連なる丘陵地
	山・山並み	自然公園、自然環境保全地域、市街化調整区域のうち農業振興地域以外の地域

表2 構造別の景観

景観の構造		都市計画マスターplanの土地利用区分等
拠点的景観	駅周辺	中心商業業務地、地域中心商業地、地区中心商業地
	大規模な緑地・史跡 その他文化財	都市公園、曾我梅林等
	幹線道路・鉄道	主要幹線道路、幹線道路、主要な鉄道
軸的景観	河川	酒匂川、早川、狩川
	海辺・海岸	相模湾

※構造別景観の方針は、その場所に応じ、類型別景観形成の方針を併せて活用するものとする。

類型別景観

商業・業務地



- 中心商業業務地、地域中心商業地、地区中心商業地では、地区の規模や特性に応じて、歩いて楽しいまちなみ景観を形成する。
- 沿道型複合市街地では、まちなみの連続性に配慮した景観を形成する。
- 建物の低層部は、商業・業務施設で構成し、にぎわいのある景観を形成する。
- シンボルとなる樹木の配置、敷地内や窓辺の緑化の推進、新たな水辺空間の創出などにより、潤いのある景観を形成する。
- 地区中心商業地、沿道型複合市街地における住宅は、住宅地の景観形成方針に準じる。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。 ・建築物の形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。 ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいまちなみ景観を形成する。 ・ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。 ・人通りの多い道路の交差点では、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保や緑化などにより、魅力ある街角を演出する。 ・立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入り口を除く）や敷地境界沿いを、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の過半が直接露出しないように修景を行う。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁は、色相 5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度 6 以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも街の基調色が感じられる景観を形成する。 ・建築物の低層部には、季節感を演出する色彩や周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーなどを積極的に用いるなど、潤いや協調性が感じられる景観を形成する。 ・テナントビル等は、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和のとれた景観を形成する。 ・広告物は、建築物の地色を活かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を取り入れるなど、落ち着きがあるまちなみ景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は適度に壁面後退し、店先に植栽スペースを確保したり、プランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。 ・敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。 ・大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、ゆとりのある景観を創出する。 ・後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。 ・沿道型複合市街地の駐車場は、その出入り口を集約するなど、まちなみの連続性と安全な歩行者空間を確保する。
緑・地形	・大規模な施設では、シンボルとなる高木を配置するなど、まちなみアクセントをつける。

類型別景観

住宅地



- 敷地内や窓辺の緑化を推進し、潤いのある住宅地景観を創出する。
- 敷地の細分化を避けるなど、地域のスケールにあった配置・形態とし、良好な住宅地景観を形成する。
- 低層住宅地のうち、歴史的な地区では、閑静な佇まいを持つ景観を維持・保全する。
- 既存水路の親水性を高め、周囲の緑との調和を図るなど、地域性が感じられ、潤いのある景観を形成する。
- 起伏がある地域では、上記に加えて丘陵地の景観形成方針に準じる。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・建築物の屋根や建築設備は、勾配屋根とするか建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なリズムを持ったスカイラインを形成する。・大規模な施設では、配置を工夫したり適度に分節するなど、圧迫感を軽減させ、周辺との調和を図る。・庇や軒、開口部などは、建築物と一体となったデザインとするなど、表情のあるまちなみ景観を形成する。・擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。・立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入り口を除く）や敷地境界沿いを、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の過半が直接露出しないように修景を行う。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・建築物の外壁は、色相 7.5YR～2.5Yまでの暖色系色相かつ彩度 3以下の低彩度色を基調とするなど、住環境にふさわしい暖かみのある景観を形成する。・建築物の屋根は、明度 5以下の低明度かつ彩度 2以下の低彩度色を用いた外壁色と色相をあわせるなど、穏やかな色彩景観を形成する。・個々の住宅の色彩調和とともに、住宅と住宅の色彩調和にも配慮し、まちなみとしての一体感を演出するとともに、適度な変化の感じられる景観を形成する。・塀の色彩をそろえたり、生垣の緑によって共通性をもたせるなど、接道部の色彩の調和に配慮する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">・生垣やプランターを設置するなど、緑があふれ潤いのある景観を創出する。・塀などは、できる限り自然素材を使用するなど、住宅地にふさわしく柔らかな表情を持った景観を形成する。・大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、開放的なまちなみを形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">・敷地内や窓辺を緑化するなど、潤いのある景観を形成する。・大規模な施設では、シンボルとなる高木を配置するなど、まちなみアクセントをつける。・起伏がある地形においては、丘陵地の景観形成の方針に準じる。

類型別景観

工業地



○敷地内や接道部の緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観を形成する。

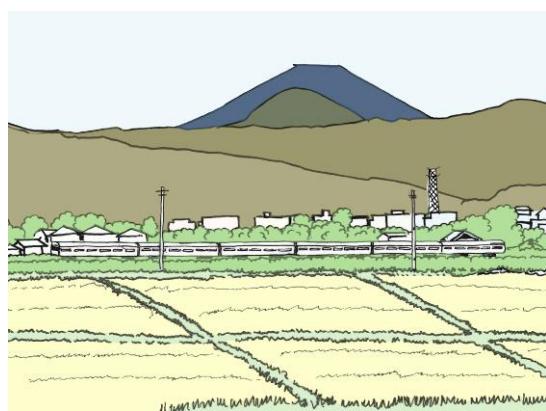
○隣接する住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観を誘導する。

○複合市街地における住宅は、住宅地の景観形成方針に準じる。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">建築物は、シンプルなデザインとし、長大な壁面の場合は適度に分節するなど、圧迫感を軽減させ、落ち着きがある景観を形成する。建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">建築物の外壁は、明度 7 以上の高明度かつ彩度 2 以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。大規模な生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。工業団地等においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。生産施設や倉庫等は、外壁や屋根等の定期的なメンテナンスを行うなど、美観を維持するとともに、清潔で親しみやすい景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">敷地周辺部には十分な空地を確保し、緑化を推進するなど、落ち着きと親しみが感じられる景観を形成する。塀などを設ける場合は、可視性の高いフェンスなどを使用し、敷地内の緑が直接眺められるようにするなど、開放的な景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、明るさが感じられる景観を形成する。

類型別景観

田園



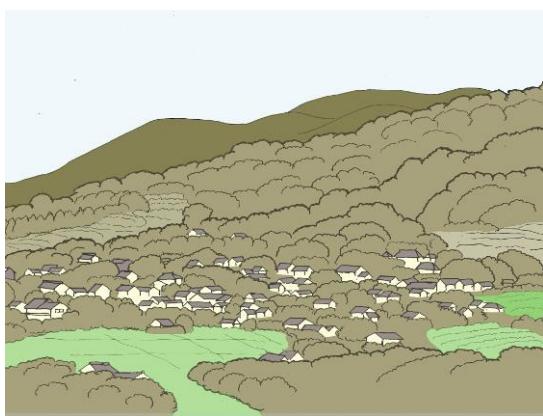
○農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観を保全する。

○後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な自然景観を保全する。

要素	景観形成の方針
建築物・ 工作物 の形態 意匠	<ul style="list-style-type: none">建築物は、後背の丘陵地や山・山並みを意識した勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、田園景観と調和した景観を形成する。建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、圧迫感を軽減させる。
建築物・ 工作物 の色彩	<ul style="list-style-type: none">勾配屋根の色彩は、明度 5 以下の低明度かつ彩度 2 以下の低彩度色を用いるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融和した景観を形成する。陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい明度 8 以上の高明度色を避けるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融和した景観を形成する。建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">生垣による緑化の推進により、潤いとやすらぎのある景観を形成する。塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。接道部以外の敷地境界が、公共の場から望見できる場合は、接道部の方針に準じる。

類型別景観

丘陵地／山・山並み



■丘陵地

○まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となつた緑豊かな丘陵地景観を保全する。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">建築物は、主要な道路や鉄道、橋梁、曾我丘陵の見晴台等の公共性の高い場所からの見え方に配慮した配置や規模とするなど、良好な自然環境の保全と眺望景観の保全を行う。現在の地形を活かした配置・形態とするなど、地形と調和した景観を形成する。建築物は、勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融和した景観を形成する。擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">勾配屋根の色彩は、明度 5 以下の低明度かつ彩度 2 以下の低彩度色を用いるなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融和した景観を形成する。陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい明度 8 以上の高明度色を避けるなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融和した景観を形成する。建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">生垣による緑化の推進により、潤いとやすらぎのある景観を形成する。塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存の樹木を適切に保全する。

■山・山並み

○豊かな自然景観として保全する。

※山・山並みで建築物・工作物の建築等がおこる場合には、丘陵地の方針に準じる。

構造別景観

駅周辺



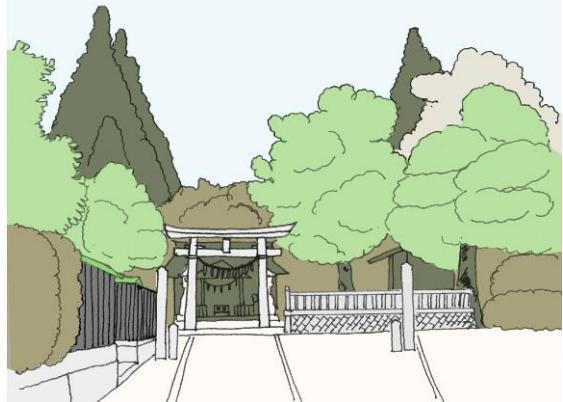
- 中心商業業務地は、県西地域の拠点都市にふさわしい風格と活力がある商業地空間を形成する。また、アメニティを高め、多くの人が集い、働き、交流する場にふさわしい、にぎわいと活力のあるまちなみ景観を創出する。
- 地域中心商業地、地区中心商業地は、建物の共同化などによりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられ、地域の顔となるような景観を形成する。
- 駅前では、過剰な広告物や違法駐輪を整序するとともに、歩道の整備や緑化の推進などにより、快適で楽しい歩行者空間を創出する。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・建築物は、建築物の相互の協調により、駅前広場や道路の整備状況と整合した形態とするなど、地域の玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。・低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・建築物の外壁は、色相 5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度 6 以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも街の基調色が感じられる景観を形成する。・建築物の低層部には、季節感を演出する色彩や周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーなどを積極的に用いるなど、潤いや協調性が感じられる景観を形成する。・テナントビル等では、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和のとれた景観を形成する。・広告物は、建築物の地色を生かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を取り入れるなど、街への導入として品格のある景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">・低層部は適度に壁面後退し、店先に植栽スペースを確保したり、プランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。・敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。・後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感がある空間を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">・駅前に面する街区では、敷地内や窓辺の緑化を進めるなど、四季が感じられる潤いのある景観を形成する。

構造別景観

大規模な緑地・史跡

その他文化財の周辺



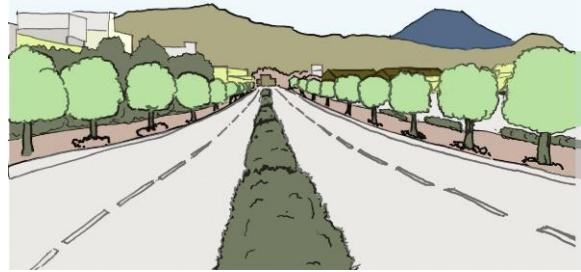
○大規模な緑地は、市街地や集落内の貴重な緑として、適切に保全する。

○大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では、自然の潤いや歴史的な佇まいを生かすような空間の創出を図る。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">建物は、大規模な緑地や史跡その他文化財から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、資源が映えるような景観を形成する。屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁のしつらえの協調など、史跡その他文化財と呼応したデザインモチーフの採用や素材の使用などにより、これらと調和した景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">大規模な緑地周辺の建築物及び工作物は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと共にある色彩又はそれらよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財の存在が引き立つ景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">大規模な緑地の周辺では、生垣により緑の連続性を確保するなど、潤いのある景観を形成する。埠を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では、極力、地形を改変しない。

構造別景観

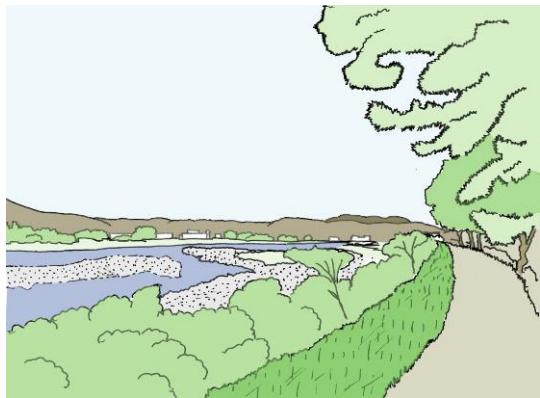
幹線道路・鉄道及びその周辺



- 沿道の敷地では、敷地内の緑化を図り、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な街路景観として整える。
- 建築物や工作物の形態は、アイストップとなる箱根外輪山や丹沢山地への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- 国道1号沿道の黒松は、東海道の面影を象徴するシンボルであることから、適切な保全を図る。また、沿道のまとまった緑地は、街路景観にアクセントを与える資源として、適切な保全を図る。
- 幹線道路や東海道新幹線、東海道本線、小田急線等の主要な鉄道は、来訪者にとって市内中心部へのアクセス経路でもあり、その沿道景観や車窓景観は小田原の第一印象になることを踏まえ、沿線・沿道の建築物や工作物は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・建築設備や外階段、広告物などは建築物と一体的なデザインとするなど、整然とした景観を形成する。・長大な壁面は避け、建物を分節するなど、富士山や丹沢山地などへの眺望景観に配慮する。・主要な鉄道沿線の建築物や工作物は、車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・建築物の外壁は、色相5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度6以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも沿道の連続性が感じられる景観を形成する。・各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、沿道のまちなみとして一体感が感じられる景観を形成する。・広告物は、建築物の地色を生かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を取り入れるなど、沿道のまちなみとして連続性が感じられる景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">・大規模な建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">・駐車場などは、緑化による修景を行うなど、潤いのある景観を形成する。

河川及びその周辺



- 自然豊かなオープンスペースの軸として、のびやかで開放的な河川景観を形成する。
- 水辺の環境を保全するとともに親水性を創出し、サイクリングや散歩ができる道づくりを進める。
- 酒匂川の黒松は、景観の軸を強調する資源として適切に保全する。
- 美しい橋をつくるとともに、橋上や橋のたもとからの眺望景観を大切にする。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上の建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを形成する。 ・建築物・工作物は、河川敷からできる限り後退するなど、のびやかな景観を形成する。 ・対岸からの眺望景観に配慮し、長大な外壁面を分節するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。 ・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、黒松から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、黒松が映えるような景観を形成する。 ・擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・開けた河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、明度7以上の中高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。 ・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物及び工作物の色彩は、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、黒松の緑と一体化した景観を形成する。 ・橋梁の色彩は、水や植物にちなんだ青色や緑色など直接的な連想による高彩度色を避け、落ち着いた低彩度色を基調とするなど、季節や時間・天候などによって変化する水面の色彩や河原の緑などが美しく引き立つ景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・塀等を設置する場合は、できる限り自然素材を使用するなど、河川環境と調和した景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣やシンボルとなる高木による緑化を進めるなど、河川内の緑やオープンスペースと一体となった景観を形成する。

構造別景観

海辺・海岸及びその周辺



- 松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持する。
- 松林や松並木を適切に保全し、落ち着きがある海浜景観を形成する。
- 開けた海岸の周辺では、明るく穏やかで開放感ある景観を形成する。
- 道路の高架などは適切に維持し、海浜景観にふさわしい修景をする。

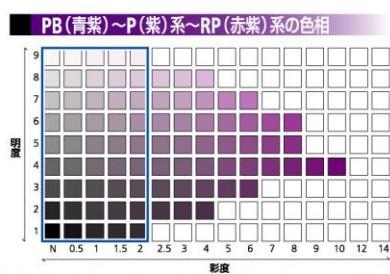
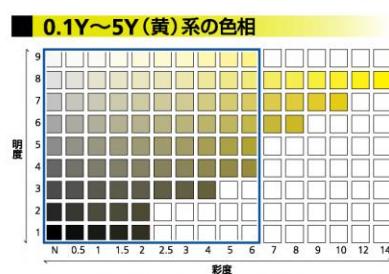
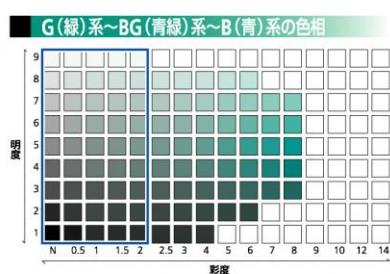
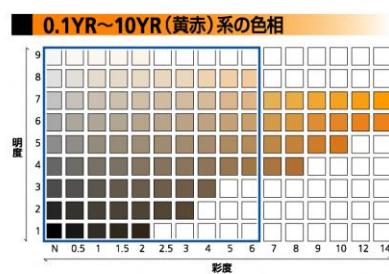
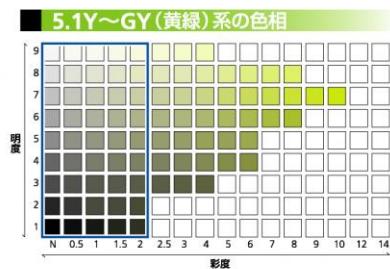
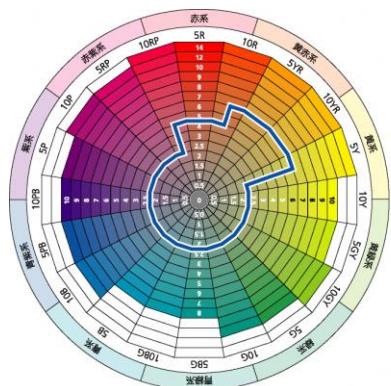
要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・屋上の建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを形成する。・長大な壁面は避け、建物を分節して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放的な景観を形成する。・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、黒松から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、黒松が映えるような景観を形成する。・擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・開けた海岸に立地する建築物及び工作物の色彩は、明度7以上の高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物及び工作物の色彩は、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、黒松の緑と一体化した景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none">・埠等を設置する場合は、できる限り自然素材を使用するなど、海浜環境と調和した景観を形成する
緑・地形	<ul style="list-style-type: none">・敷地内に黒松がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。

[行為の制限]

対象	制限								
建築物及び工作物	<p>建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	4以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	上記以外の色相	2以下とする。
使用する色相	彩度								
0.1R～10R	4以下とする。								
0.1YR～5Y	6以下とする。								
上記以外の色相	2以下とする。								
擁壁	<p>擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>								

■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩



□ 使用可能範囲

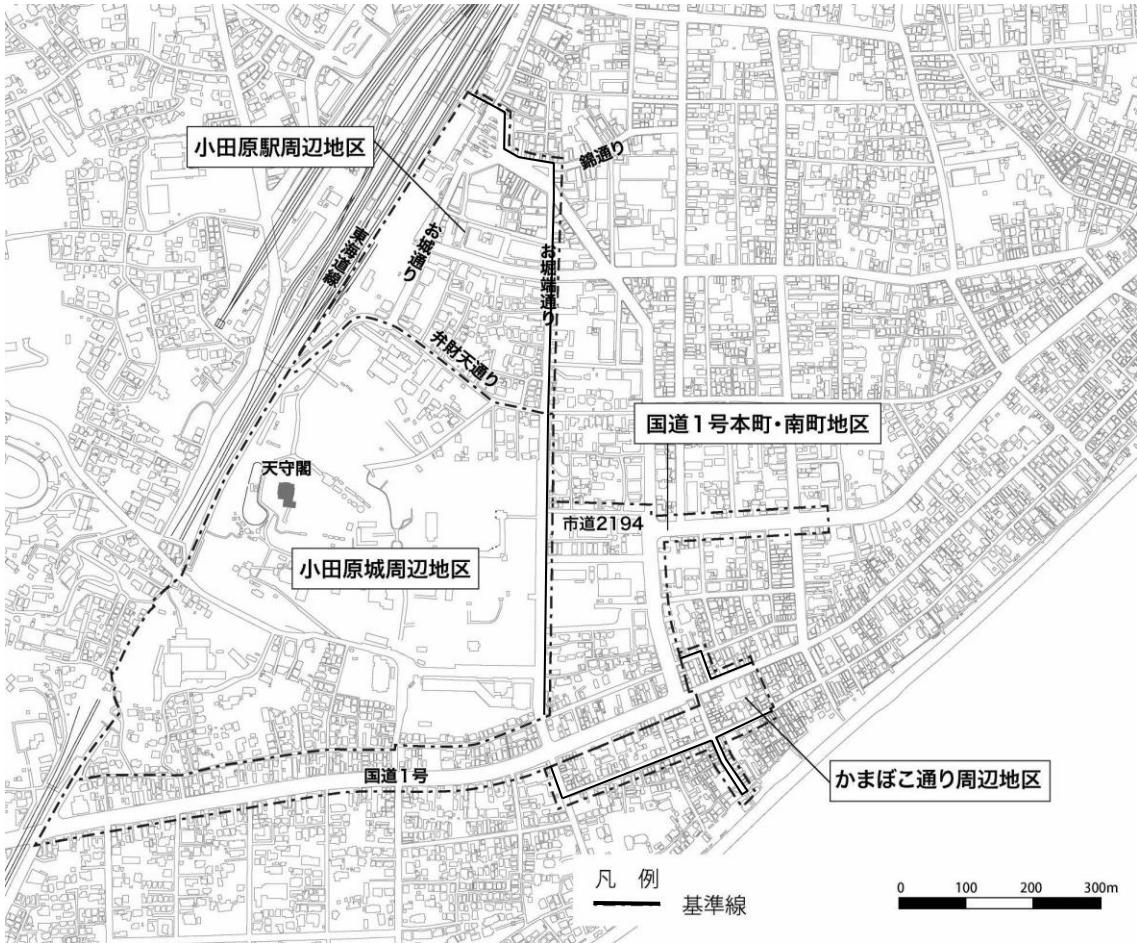
2. 景観計画重点区域における景観形成

景観計画区域のうち、小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画重点区域及びその特性は、次のとおりである。

[拠点型重点区域]

景観計画重点区域	景観計画重点区域としての特性（小田原の有する貴重な特色等）
小田原城周辺地区	本市の歴史的・文化的遺産、緑豊かな自然環境の象徴である小田原城を中心とする地区であり、市民及び来訪者に、城址の醸し出す歴史的風情や豊かな緑による潤いがさらに印象深く感じられる景観の形成が求められる。
小田原駅周辺地区	富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とし、神奈川県西部地域の中核都市としての商業・業務施設の集積がある地区であり、その蓄積と潜在力を活かし、活性化を促進する快適で魅力的な景観の創出が求められる。
国道1号本町・南町地区	小田原城の南側及び東側に面し、城下町、旧東海道の宿場町、近代以降では商業・業務の中心地として発展してきた地区であり、なりわいや歴史が息づき、風格があり、城下町・宿場町を感じさせる魅力的な景観の形成が求められる。
かまぼこ通り周辺地区	旧東海道の宿場町の名残を感じさせる出桁造などの歴史的建造物で、現在も水産加工品の製造・販売が営まれ、また、祭礼などの伝統行事が受け継がれる地区であり、歴史や文化の風情とともに、人々の活気が感じられる景観の形成が求められる。

図2 景観計画重点区域（拠点型重点区域）



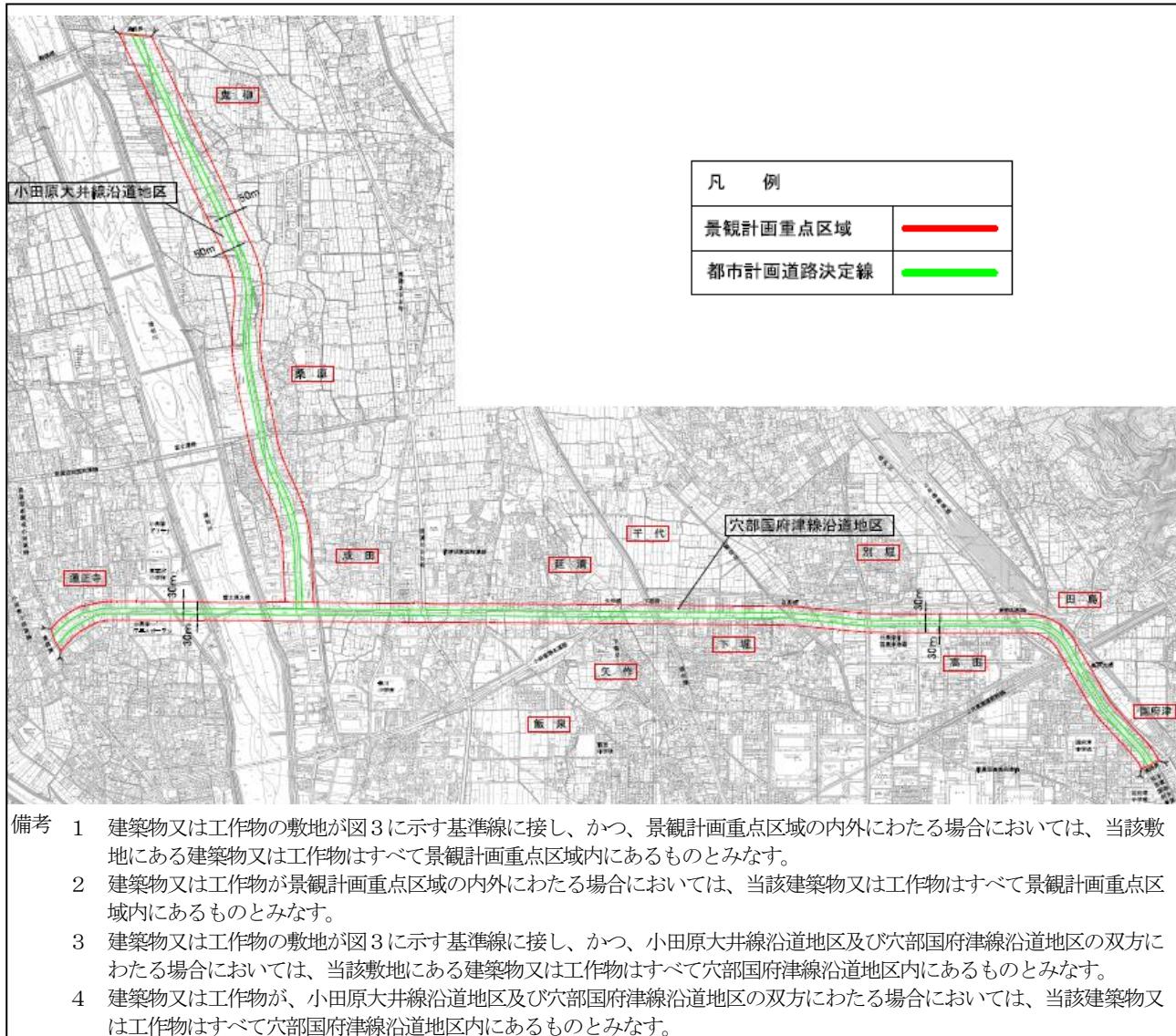
(備考)

- 1 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線又は国道1号、市道2194に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 2 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 3 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線に接し、かつ、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。
- 4 建築物又は工作物が、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。
- 5 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線に接し、かつ、かまぼこ通り周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて国道1号本町・南町地区内にあるものとみなす。
- 6 建築物又は工作物が、かまぼこ通り周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて国道1号本町・南町地区にあるものとみなす。

[軸型重点区域]

景観計画重点区域	景観計画重点区域としての特性（小田原の有する貴重な特色等）
小田原大井線 沿道地区	富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や酒匂川、田園などの自然環境に配慮した良好な通り景観の形成が求められる。
穴部国府津線 沿道地区	富士山や箱根外輪山、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や落ち着いた住環境、沿道型の複合市街地に配慮した良好な通り景観の形成が求められる。

図3 景観計画重点区域（軸型重点区域）



小田原城周辺地区



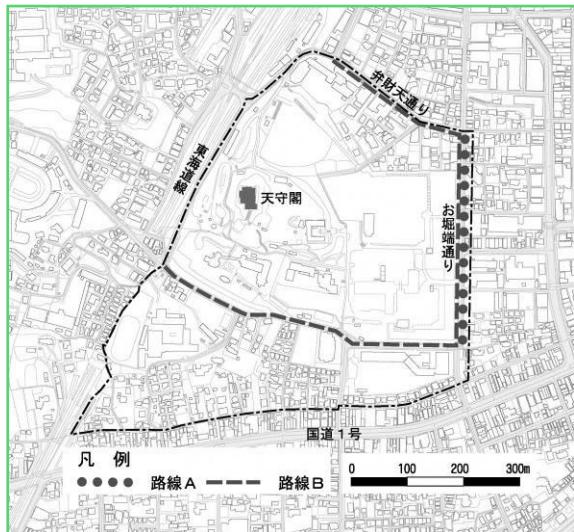
[景観形成の目標]

- 小田原城を活かした魅力ある景観形成を図る。

[景観形成の基本方針]

- 城内では、史跡や歴史的建造物の復元を図りながら、歴史と豊かな緑に覆われたゾーンを形成し、小田原のシンボルにふさわしい歴史や文化が感じられる景観を形成する。
- 城址周辺では、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きがあり快適な景観を形成する。
- お堀端通りでは、低層部のにぎわいを創出し、まちなみとしての連続性を確保するとともに、街路に圧迫感を与えない、明るく開放的な景観を形成する。

図4 指定路線



[屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針]

- 小田原城及び城址を引き立たせ、落ち着きがある景観の形成を図るため、小田原城址内での屋外広告物の表示を原則禁止するとともに、城址に面する区域では、表示面積を必要最小限度に留め、形状や掲出位置に関して適切な基準を設ける。とりわけ色彩については、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いる。

□景観形成の方針のイメージ

●建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、無彩色やごく低彩度の色彩で構成されている小田原城及び城址が美しく引き立つ景観を形成する



●低層建築物は勾配屋根とするなど、小田原城址と調和の取れたスカイラインを持った景観を形成する



●低層部は、歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、陰影のある表情を作り出す

●垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする

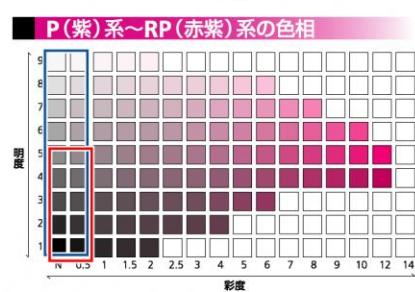
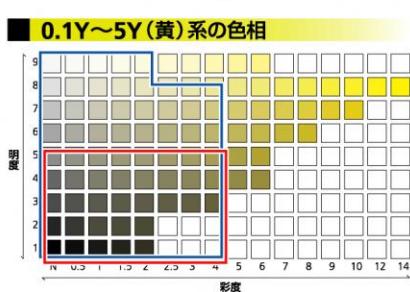
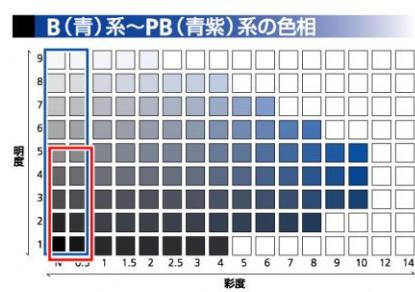
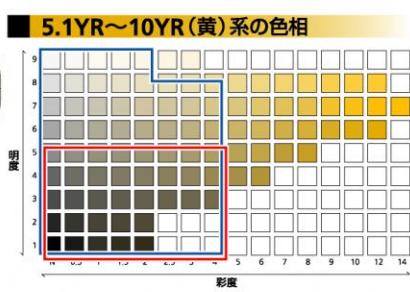
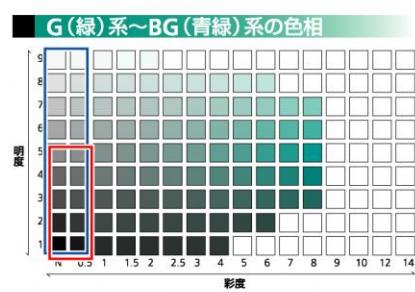
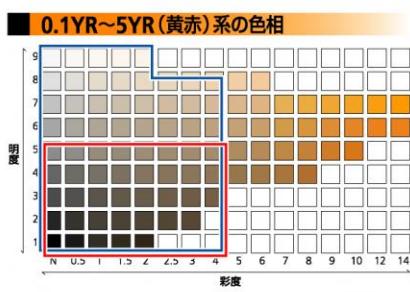
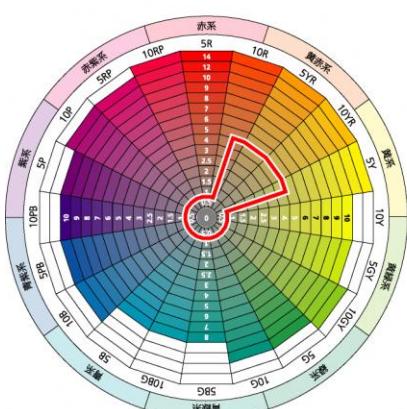
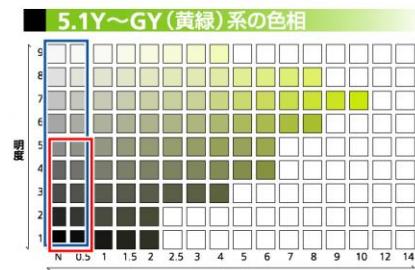
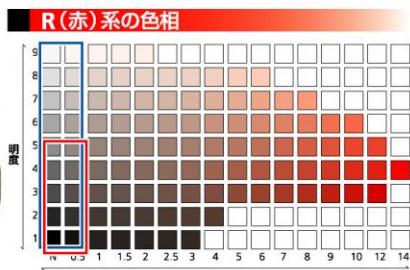
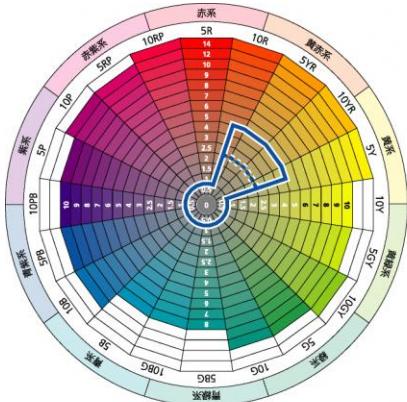
要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 低層建築物は勾配屋根とするなど、小田原城址と調和の取れたスカイラインを持った景観を形成する。 外壁は、自然素材や光沢がないタイルを使用するなど、落ち着いた表情を作り出す。 建築設備は、建築物と一体化した形態とする、又は道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。 低層部では、軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、概ね3mの高さの軸線を強調し、良好なまちなみを形成する。 低層部は、歴史を感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、陰影のある表情を作り出す。 垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。 高さが2mを超える擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。 交差点に面する敷地は、コーナー性を持たせた意匠の採用や、オープンスペースの確保や緑化を図るなど、個性的な街角を演出する。 図4に示す路線A沿道の建築物の高度地区による斜線規制を受ける部分は、外壁を後退させ垂直なものとし、表情を持った意匠を採用するなど、落ち着きのある景観を形成する。 建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとする、又は道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。 単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、城址の緑と一体感がある景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、無彩色やごく低彩度の色彩で構成されている小田原城及び城址が美しく引き立つ景観を形成する。 色相にあっては、本地区内で多く用いられているYR系及びY系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区的景観上の蓄積を生かした景観を形成する。 建築物の屋根は、低彩度を基調とすること、暖色系の色相又は無彩色を基調とすることに加え、明るさを抑えた重厚感のある低明度色を基調とし、城址公園の緑等と融和した景観を形成する。 建築物の外壁や工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。 周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 図4に示された路線Aの沿道では、駐車場の出入り口は設けない、又は、駐車場の出入り口を絞り、他の接道部は緑化を図るなど、城址と一体となったまちなみ景観を形成する。 城址周辺の道路では、道路沿いに物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や塀で遮蔽するなど、歴史的空间にふさわしい沿道景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> 城内の緑は、シンボル的な景観が維持されるように、適切な保全・剪定を図る。 お堀端の桜並木等のシンボルとなる緑は、適切に保全する。 丘陵部では、現在の地形をできる限り維持し、既存の樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 低層建築物は、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等により、潤いと落ち着きのある景観を形成する。 建築物の敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。

[行為の制限]

対象	制限																			
建築物及び工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>5以下とする。</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>5以下とする。</td><td>0.5以下とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相 及び 明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1YR～5Y</td><td>8.5以上の場合</td><td>2以下とする。</td></tr> <tr> <td>8.5未満の場合</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>全域</td><td>0.5以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。	使用する色相 及び 明度	彩度	0.1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする。	8.5未満の場合	4以下とする。	上記以外の色相	全域	0.5以下とする。
使用する色相	明度	彩度																		
0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。																		
上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。																		
使用する色相 及び 明度	彩度																			
0.1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする。																		
	8.5未満の場合	4以下とする。																		
上記以外の色相	全域	0.5以下とする。																		
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。																			
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																			
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5 																			
日よけテント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>5以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>6以下とする。</td></tr> <tr> <td>5.1Y～10G 又は 0.1PB～10RP</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td><td>3以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G 又は 0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。									
使用する色相	彩度																			
0.1R～10R	5以下とする。																			
0.1YR～5Y	6以下とする。																			
5.1Y～10G 又は 0.1PB～10RP	4以下とする。																			
0.1BG～10B	3以下とする。																			
塀	図4に示す路線Bに面する塀（石、木、竹等の自然素材により築造されるものを除く。）は、化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用し、又はモルタル塗等の上、仕上げを行う。ただし、当該塀の前面に植栽を施す等により構造体の過半が直接露出しないように修景した場合は、この限りでない。																			
擁壁	高さが2m以上の擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。																			

■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩



■ 外壁等の使用可能範囲
■ 屋根の使用可能範囲

○塀・擁壁の例



モルタル塗の上、仕上げを施した塀の例



前面に竹を施し修景した擁壁の例



前面に植栽を施した擁壁の例

小田原駅周辺地区



[景観形成の目標]

- 富士箱根伊豆地域の広域交流拠点、小田原市の中心地区としての都市機能の充実を図りながら、新しい文化と歴史、伝統が調和した魅力ある景観の形成を図る。

「景観形成の基本方針」

- 県西地域の中心商業地として、交流、買い物、情報の拠点にふさわしい魅力的な商業空間を形成する。
 - 小田原市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいのある駅前空間を形成する。また、小田原駅前広場（ペデストリアンデッキ上）から、天守閣への眺望を確保する。
 - 舗装の改良や街路樹の整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
 - 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
 - 既存の樹木の保全や敷地内緑化を進め、ポケットパークの整備により、潤いのある景観を形成する。
 - 幸田口門の史跡及び樹木は、地域のシンボル的な景観として適切に保全するとともに、周辺環境の質的向上を図る。

The map illustrates the pedestrian network and green spaces around Odawara Station. It shows the 'Hirashita Line' (浜町線) and 'Ochiai End Line' (お堀端通り). Key locations marked include the 'Tengusawa Bridge' (東堀渡橋), 'Castle Street' (城通り), 'Ochiai Street' (お堀端通り), and 'Ochiai Great Street' (お堀大通り). A legend indicates that black dots represent route markers, and a scale bar shows distances from 0 to 300 meters.

図5 指定路線



「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針」

- 風格とにぎわいがある景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い区域では、その表示・掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

□景観形成の方針のイメージ



- 屋根や屋上の建築設備は、建築物と一体的な意匠で構成するなど、軽快なスカイラインをもった景観を形成する。
 - 周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとして連続性や一体感が感じられる景観を形成する。
 - 低層部は、にぎわいの中にも歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、豊かな表情を作り出す。
 - 低層部には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や屋上の建築設備は、建築物と一体的な意匠で構成するなど、軽快なスカイラインをもった景観を形成する。 屋上以外の建築設備は、建築物と一体化したり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。 中層部以上は、形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。 外壁は、自然素材やタイルを使用するなど、光沢がなく、汚れが目立たない表情を作り出す。 低層部では、軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、概ね3mの高さの軸線を強調し、良好なまちなみを形成する。 低層部は、にぎわいの中にも歴史を感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、豊かな表情を作り出す。 ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。 交差点に面する敷地は、コーナー性を意識した意匠の採用や、オープンスペースの確保や緑化などにより、魅力ある街角を演出する。 建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。 単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、潤いの感じられる景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、本市の玄関口にふさわしい風格が感じられ、緑が映えるような景観を形成する。 色相にあっては、本地区内で多く用いられているYR系及びY系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区的景観上の蓄積を生かした景観を形成する。 建築物の外壁や工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。 周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとして連続性や一体感が感じられる景観を形成する。 日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩は建築物の外壁との調和がとれたものとする。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。 大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、ゆとりのある景観を創出する。 後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。 図5に示された路線Cの沿道では、駐車場の出入り口を絞り、その他の接道部は緑化を行うなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。 主要な道路には、道路沿いに物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や屏で遮蔽するなど、整然とした沿道景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> 低層部には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。 敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。

[行為の制限]

対象	制限							
建築物及び工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。）	<p>建築物及び工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 YR～5 Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用する色相	彩度	0.1 YR～5 Y	6以下とする。	上記以外の色相	0.5以下とする。
使用する色相	彩度							
0.1 YR～5 Y	6以下とする。							
上記以外の色相	0.5以下とする。							
立体駐車場	<p>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。</p>							
建築設備	<p>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>							
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するよう修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相5Y、明度7.5、彩度1.5 							
建築物の新築に係る緑の確保	<p>図5に示す路線Cに4メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路（アーケードが設置されている部分を除く。）に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。</p>							

■行為の制限の解説

○立体駐車場・建築設備の例（小田原城周辺地区と共通）



ツタ等により修景した立体駐車場の例

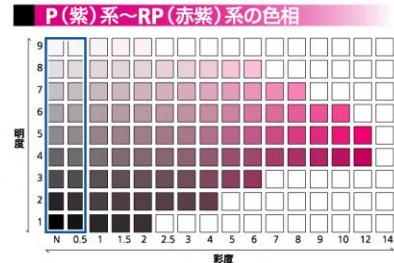
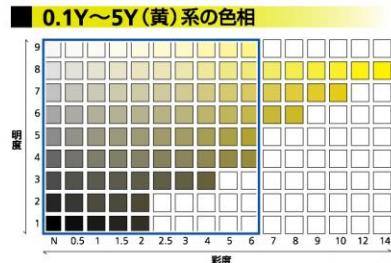
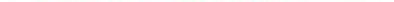
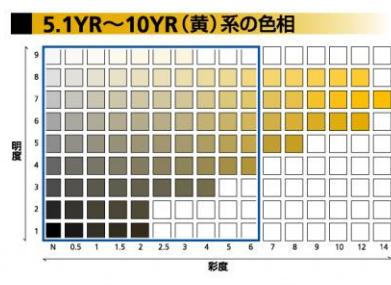
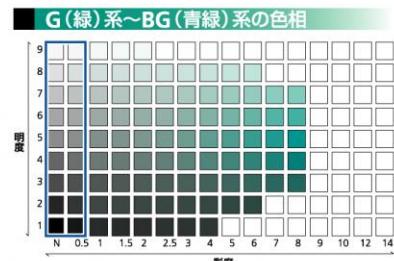
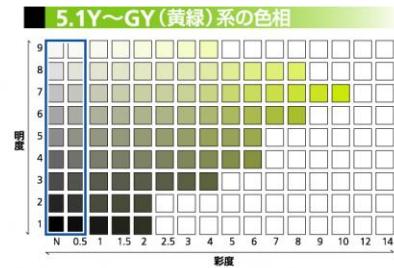
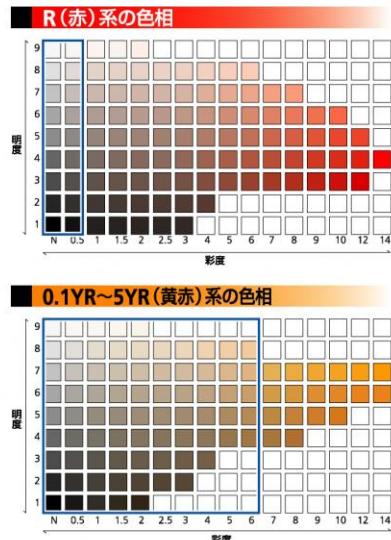
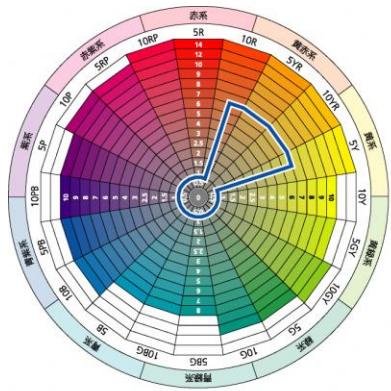


ルーバーにより修景した立体駐車場の例



建築設備をルーバーにより修景した例

○建築物・工作物の色彩



使用可能範囲

○緑の確保の例



高木を植栽した例



花壇を設け低木を植栽した例



アニチャヤと一体の緑化施設を設けた例

国道1号本町・南町地区



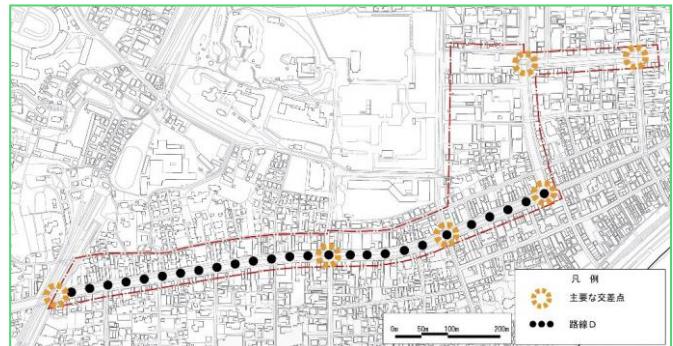
[景観形成の目標]

- 城下町・宿場町を感じさせ、なりわいや歴史が息づき、人と人との交流が深まり魅力あふれる景観形成を図る。

[景観形成の基本方針]

- なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。
- 小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。
- 主要な交差点では、意匠を工夫したり、樹木を効果的に配置するなど、個性が感じられるまちかどを演出する。
- 地域に開かれたオープンスペースの確保などにより、歩きやすく、快適な歩行者空間を創出する。
- 緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。
- まちなみの連続性や一体感を創出し、景観の質的向上を図る。

図6 指定路線



[屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針]

- 城下町・宿場町、商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

□景観形成の方針のイメージ



要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・低層建築物は、勾配屋根とするなど、小田原城址と調和の取れた景観を形成する。特に、路線Dの沿道では、平入りの屋根形状とするなど、現在のなりわいや歴史が息づくまちなみの特性を継承する。 ・建築物や工作物は、形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。とりわけ、建築設備や屋外階段は、建築物と一体化した形態とする、又は、道路その他の公共の場から直接望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。 ・低層部は、にぎわいのある空間の創出やまちなみの連続性を確保するため、外壁の形態や意匠は、次に掲げる事項に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①隣接地と低層部の意匠や階高等を協調させるとともに、建築物の意匠と調和した軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、良好なまちなみを形成する。 ②ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。 ③歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、陰影のある表情を作り出す。 ④外壁を後退させるなど、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。 ・窓などの開口部には、広告物などを表示又は掲出しないこととするなど、親しみが感じられるまちなみを形成する。 ・主要な交差点に面する敷地は、コーナー性を持たせた意匠の採用や、オープンスペースの確保、シンボルとなる樹木の植栽など、個性的なまちかどを演出する。 ・建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとする、又は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。 ・単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く。）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、潤いの感じられる景観を形成する。 ・図6に示された路線Dの沿道では、1階の軒や庇の上部に商店の顔となるような壁面広告物を表示するなど、その表現方法を工夫し、本地区のなりわいや歴史が息づくまちなみを形成する。 ・国際通り交差点からは、天守閣への良好な眺望を確保できるよう、建築物及び工作物の高さや形状、外観の色彩など、十分に配慮する。

景観計画重点区域

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁及び工作物の色彩は、明るく穏やかさが感じられる高明度・低彩度色を基調とし、まちなみとしての連続性や一体感の創出を図る。 歴史的な建造物やこれらに類する意匠を持った建築物は、伝統的な建築材料やそれに類する色彩を用いるなど、その佇まいや趣きを継承し、落ち着きと風格が感じられる景観を形成する。 歴史的な建造物周辺の建築物及び工作物は、当該建造物と共通性のある色彩又はそれよりも低い彩度の色彩を基調とするなど、歴史的な建造物の存在が引き立つ景観を形成する。 色相にあっては、本地区内で多く用いられているYR系及びY系に属する暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区の景観上の蓄積を生かした景観を形成する。 建築物の屋根は、低彩度を基調とすること、暖色系の色相又は無彩色を基調とすることに加え、明るさを抑えた重厚感のある低明度色を基調とし、城址公園の緑等と融合した景観を形成する。 テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和の取れた景観を形成する。 建築物の外壁や工作物は、汚れや退色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、歩きやすく、ゆとりのある空間を創出する。 外壁の後退部分は、前面道路と段差を設けず、素材や色彩を調和させるなど、公共空間と一体的な空地の創出を図る。 国道1号に面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。 道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> 店先や庭先では、生育環境に合った花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。 敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は、紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。 緑の適切な維持・管理を行い、店先や庭先の清掃活動などに努める。

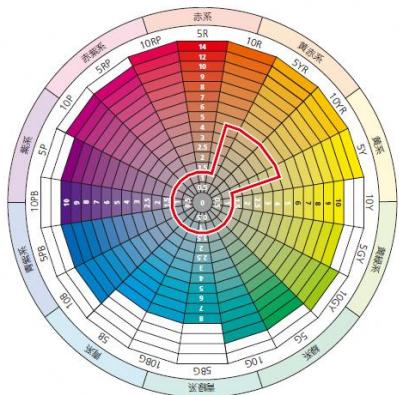
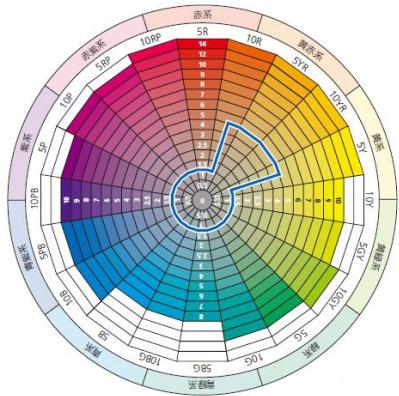
[行為の制限]

対象	制限																		
建築物及び工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1)建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>5以下とする。</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>5以下とする。</td><td>1以下とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>(制限なし)</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>(制限なし)</td><td>1以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。	上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。																	
上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。																	
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。																	
上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。																	
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。																		
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																		
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するよう修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5 																		
日よけテント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>5以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>6以下とする。</td></tr> <tr> <td>5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td><td>3以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。								
使用する色相	彩度																		
0.1R～10R	5以下とする。																		
0.1YR～5Y	6以下とする。																		
5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。																		
0.1BG～10B	3以下とする。																		

景観計画重点区域

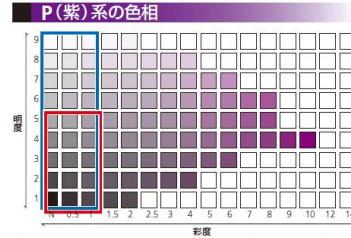
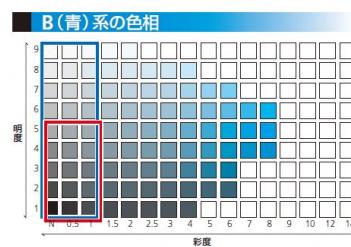
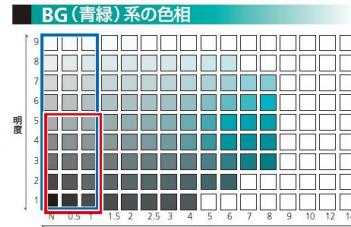
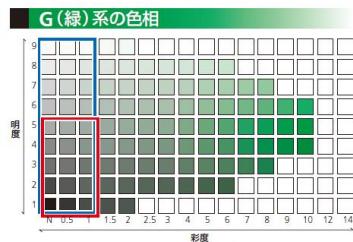
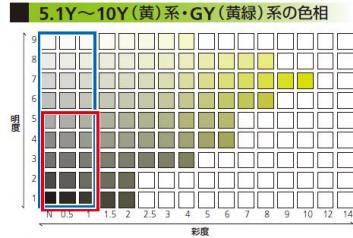
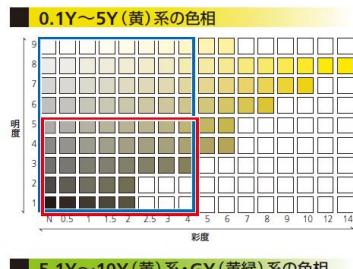
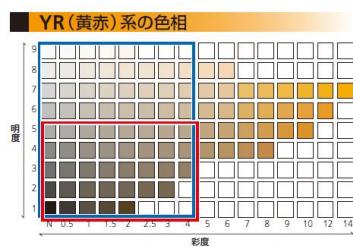
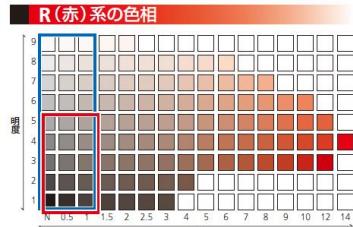
■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩

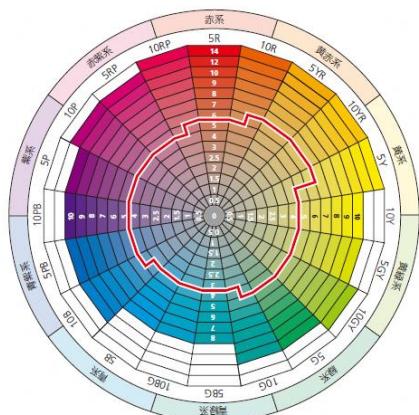


例

建築物の外壁・工作物 の基調色の使用可能範囲
建築物の屋根 の基調色の使用可能範囲



○日よけテントの色彩



落ち着きを感じさせる看板や日よけテントの例



木製の囲いにより修景された自動販売機の例

かまぼこ通り周辺地区



[景観形成の目標]

- 小田原宿やなりわいの文化や風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観形成を図る。

[景観形成の基本方針]

- 出桁造をはじめとした歴史的建造物を生かしたまちなみを形成する。
- 商業施設や業務施設が集積するエリアは、低層部ににぎわいが感じられる演出を施しつつ、住民や来訪者の交流が育まれるような店先の空間を演出する。
- 住宅が集積するエリアは、落ち着きを感じさせ、住む人々による交流を促すような庭先の空間を演出する。
- まちなかに緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。

図7 指定路線



[屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針]

- 小田原宿やなりわいの文化や風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いたり、和風の仕様等を用いたりするとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

□景観形成の方針のイメージ



要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・低層建築物は、基本は勾配屋根とする。陸屋根等とする場合は、周囲のまちなみと調和するよう外壁の頂部のつくりを工夫する。 ・建築物や工作物は、形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。とりわけ、建築設備や屋外階段は、建築物と一体化した形態とする、又は、道路その他の公共の場から直接望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。 ・店舗の低層部は、にぎわいのある空間の創出や人々の交流の醸成、まちなみの連続性を確保するため、外壁の形態や意匠は、次に掲げる事項に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①形態・意匠は、木材の活用や木材と調和した色彩を用いるなど、歴史的建造物と調和したまちなみを形成する。 ②のれんや立て看板、壁面広告などの屋外広告物は、低層部を中心に配置し、まちなみのにぎわいを創出するとともに、通りの視認性を高める。 ③店舗1階部分は、歩行者の安全性を確保したり、にぎわいを創出する立て看板やプランター等を設置したり、滞留を創出するベンチ等を設置したりする等、外壁を後退させて一定程度のゆとりある空間形成を図る。 ・住宅の低層部は、人々の交流の醸成、まちなみの連続性を確保するため、外壁の形態や意匠は、次に掲げる事項に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅1階部分は、緑化をする空間を設けたりする等、塀や柵等を設けない一定程度のゆとりある空間形成を図る。 ・窓などの開口部には、広告物などを表示又は掲出しないこととするなど、親しみが感じられるまちなみを形成する。 ・主要な交差点に面する敷地は、オープンスペースの確保、シンボルとなる樹木の植栽など、個性的なまちかどを演出する。

景観計画重点区域

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁及び工作物の色彩は、落ち着きや風格が感じられる暖色系色相の低彩度色を基調とし、まちなみとしての連続性や一体感の創出を図る。 まちなみ景観の核となる水産加工品の製造・販売が営まれている歴史的建造物等においては、伝統的な建築材料やそれに類する色彩を用いるなど、その佇まいや趣きを継承し、地域固有の特徴ある景観を形成する。 歴史的建造物をはじめとした地域資源の周辺の建築物及び工作物は、当該建造物と共通性のある色彩又はそれらよりも低い彩度の色彩を基調とするなど、歴史的な建造物の存在が引き立つ景観を形成する。 色相にあっては、本地区内で多く用いられているYR系及びY系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区の景観上の蓄積を活かした景観を形成する。 建築物の屋根は、本地区で古くから用いられているいぶし瓦や銅板等の色彩を基本に、落ち着いた低彩度色を基調とし、まちなみとしての連続性や一体感の創出を図る。 テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和の取れた景観を形成する。 建築物の外壁や工作物は、汚れや退色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、歩きやすく、ゆとりのある空間を創出する。 外壁の後退部分は、前面道路と段差を設けず、素材や色彩を調和させるなど、公共空間と一体的な空地の創出を図る。 図7に示された路線Eに面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置する、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。 道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。
縁・地形	<ul style="list-style-type: none"> 店先や庭先では、生育環境に合った花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。 敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は、シンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。 緑の適切な維持・管理を行い、店先や庭先の清掃活動などに努める。

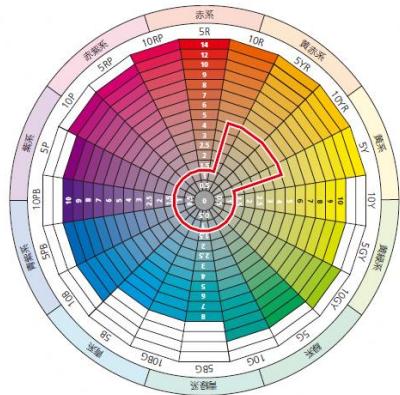
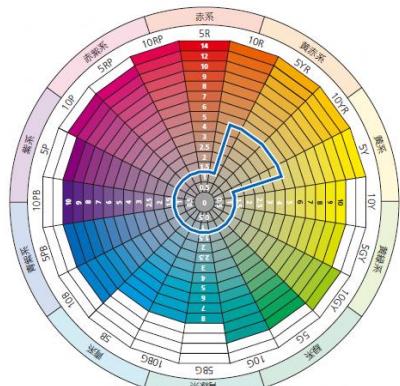
[行為の制限]

対象	制限																		
建築物及び工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1)建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>5以下とする。</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>5以下とする。</td><td>1以下とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>(制限なし)</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>(制限なし)</td><td>1以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。	上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。																	
上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。																	
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。																	
上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。																	
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。																		
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																		
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するよう修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5 																		
日よけテント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>5以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>6以下とする。</td></tr> <tr> <td>5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td><td>3以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。								
使用する色相	彩度																		
0.1R～10R	5以下とする。																		
0.1YR～5Y	6以下とする。																		
5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。																		
0.1BG～10B	3以下とする。																		

景観計画重点区域

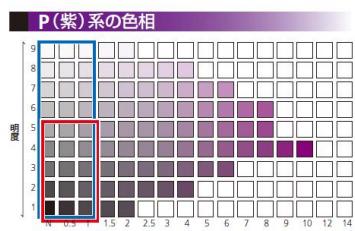
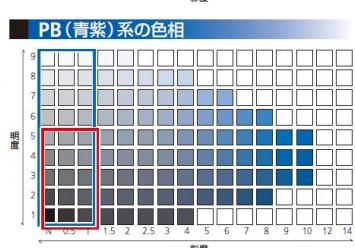
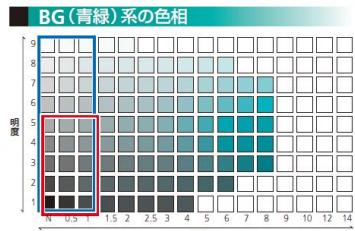
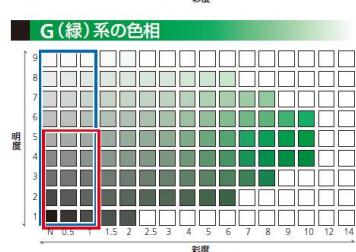
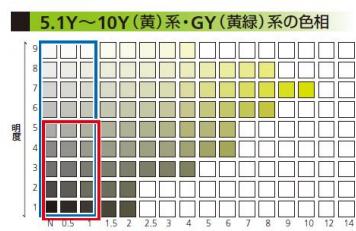
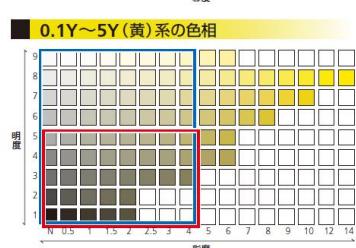
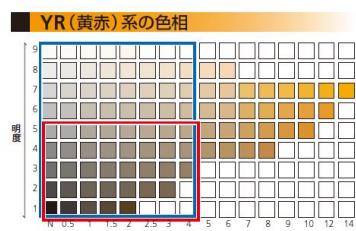
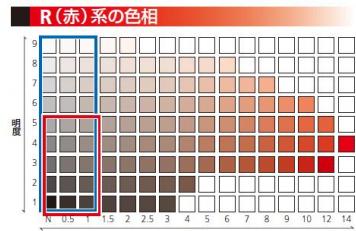
■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩

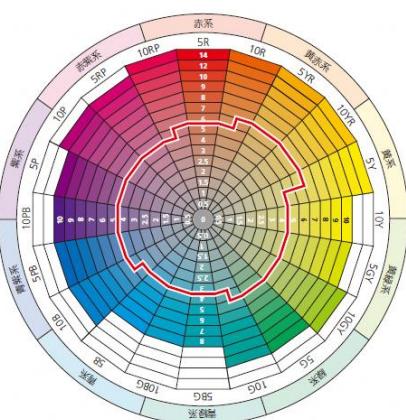


凡例

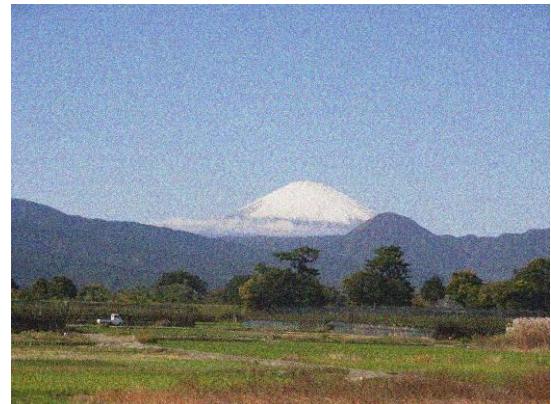
- 建築物の外壁・工作物の基調色の使用可能範囲
- 建築物の屋根の基調色の使用可能範囲



○日よけテントの色彩



小田原大井線沿道地区



[景観形成の目標]

- 周辺の酒匂川や田園などの自然環境に配慮した良好な通り景観の形成を図るとともに、小田原大井線から周辺の山並みへの良好な眺望景観に配慮し、魅力ある景観形成を図る。

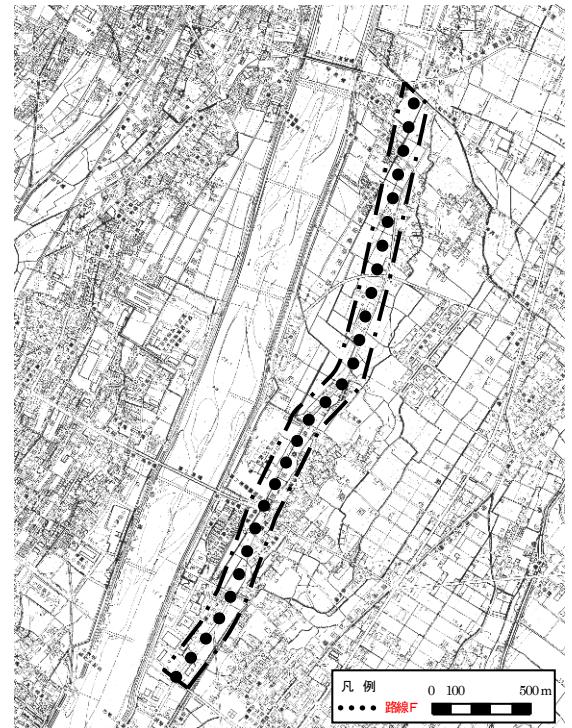
[景観形成の基本方針]

- 沿道の敷地では、敷地内の緑化を推進し、周辺の酒匂川や田園などの自然環境との調和を図り、ゆとりと潤いが感じられる良好な通り景観として整える。
- 建築物や工作物の形態は、富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- 沿道の景観は、来訪者にとって小田原の第一印象になることを踏まえ、沿道の建築物や工作物、物件の堆積は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の表示を最小限に留める。

[屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針]

- 小田原大井線からの富士山・箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観を保全し、また、沿道の自然環境に配慮した通り景観を形成するため、屋外広告物の表示を最小限に留めるとともに、自然と調和する落ち着きのある色彩を用いるものとする。

図8 指定路線



□景観形成の方針のイメージ

- 周辺の山並みを意識した勾配屋根を探用し、外壁に自然素材を使用するなど、自然環境と調和した景観を形成する。
- 勾配屋根の色彩は暖色系色相を基本とし、低明度かつ低彩度色を用いるなど、周囲の田園や山並みに調和した景観を形成する。
- 外壁の色彩は暖色系色相を基本とし、低彩度色を基調とするなど、落ち着いた沿道景観を形成する。
- 敷地内には、花木や季節感を演出できるような樹木を植栽するなど、潤いある景観を形成する。



要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、周辺の山並みを意識した勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、自然環境と調和した景観を形成する。 建築設備や外階段は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。 建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は避け、建物を分節するなど、圧迫感を軽減させ、富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への眺望景観に配慮する。 垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根の色彩は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、明度5以下かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の田園や山並みに融合した景観を形成するとともに、外壁の基調色と色相をそろえるなど、建築物の外観全体に調和が感じられる配色となるよう配慮する。 建築物の外壁は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、彩度3以下の低彩度色を基調とするなど、落ち着いた沿道景観を形成するとともに、アクセント等を用いる際にも低層部に集約するなど、沿道の連続性に配慮した色彩を用いるものとする。 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。 近接する建築物や工作物などにおいては、色相や明度、彩度をそろえるなど、対比による大きな差をつけず、周辺との調和に配慮した色彩を用いるものとする。 工業地においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。 生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。 図8に示された路線Fに面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、潤いの感じられる景観を形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランス良く配置するなど、潤いのある景観を形成する。 駐車場などは、緑化による修景を行うなど、自然環境と調和した景観を形成する。 緑の適切な維持・管理を行い、清掃活動などに努める。
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における再生資源その他の物件の堆積は、避けることとする。ただし、やむを得ない場合には、堆積の高さを3メートル以下とし、道路及び隣接地との境界から十分間隔を確保するとともに、容易に望見できないよう植栽や塀を設けるなど、整然とした通り景観を形成する。

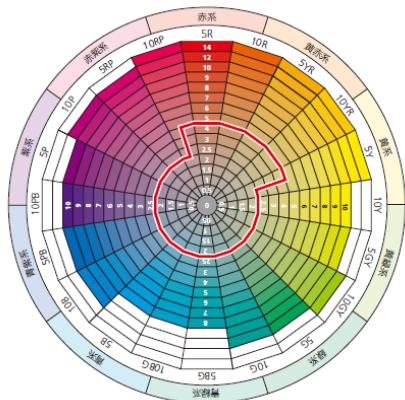
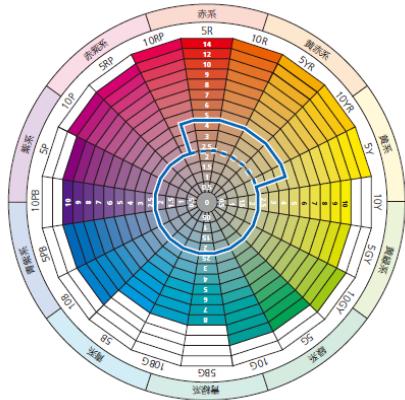
[行為の制限]

対象	制限																				
	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（ただし、工業専用地域内では地盤面からの高さ10メートル以下の部分とし、その他の地域では地盤面からの高さ5メートル以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td><td>5以下とする。</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>5以下とする。</td><td>2以下とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1R～5Y</td><td>7.5以上の場合</td><td>2以下とする。</td></tr> <tr> <td>7.5未満の場合</td><td>4以下とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>全域</td><td>2以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1R～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	2以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1R～5Y	7.5以上の場合	2以下とする。	7.5未満の場合	4以下とする。	上記以外の色相	全域	2以下とする。
使用する色相	明度	彩度																			
0.1R～5Y	5以下とする。	4以下とする。																			
上記以外の色相	5以下とする。	2以下とする。																			
使用する色相	明度	彩度																			
0.1R～5Y	7.5以上の場合	2以下とする。																			
	7.5未満の場合	4以下とする。																			
上記以外の色相	全域	2以下とする。																			
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																				
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相5Y、明度7.5、彩度1.5 																				
建築物の新築に係る緑の確保	図8に示された路線Fに10メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。																				

景観計画重点区域

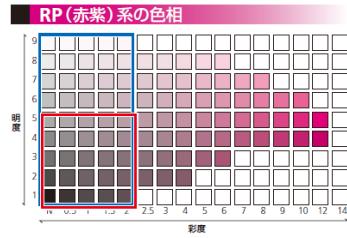
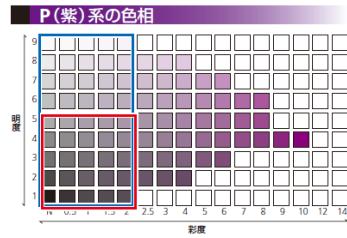
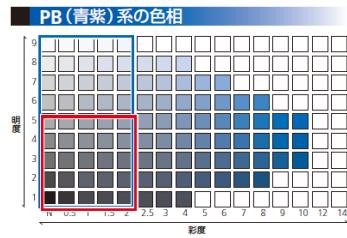
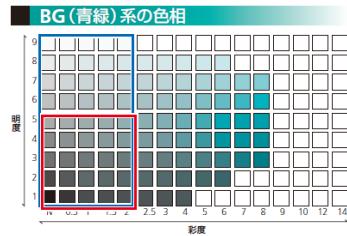
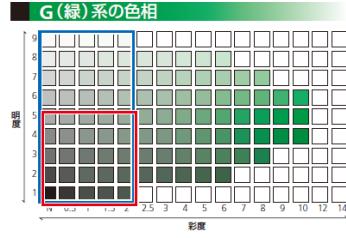
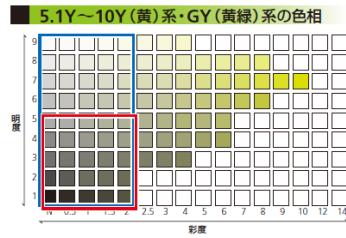
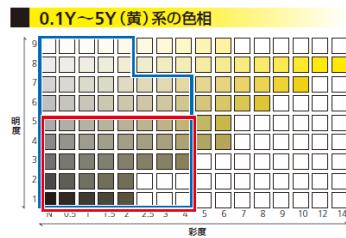
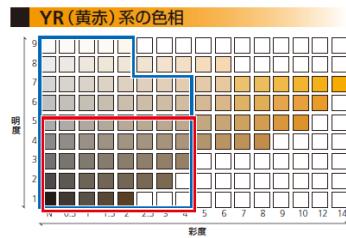
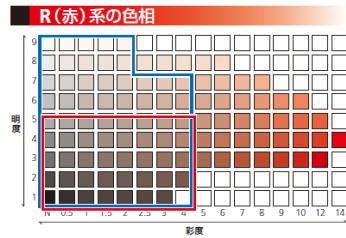
■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩



凡例

■	建築物の外壁・工作物 の基調色の使用可能範囲
■	建築物の屋根 の基調色の使用可能範囲



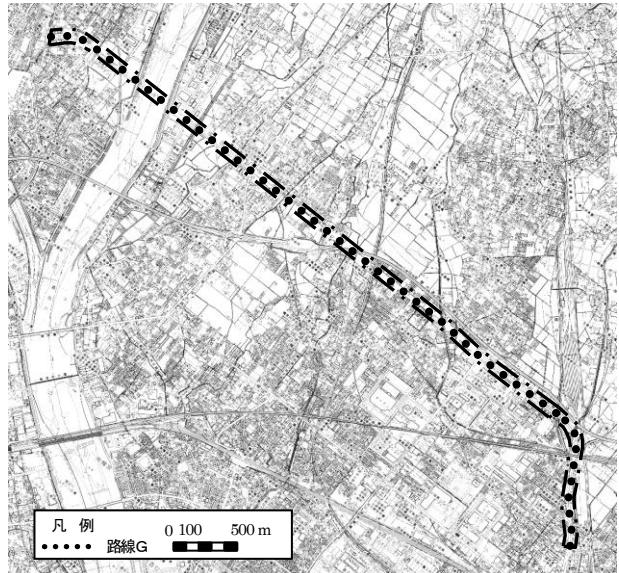
穴部国府津線沿道地区



[景観形成の目標]

- 周辺の住宅地の落ち着いた住環境や沿道型の複合市街地に配慮した良好な通り景観の形成を図るとともに、穴部国府津線から周辺の山並みへの良好な眺望景観に配慮し、魅力ある景観形成を図る。

図9 指定路線



[景観形成の基本方針]

- 沿道の敷地では、敷地内の緑化を推進し、周辺の住宅地の住環境などとの調和を図り、屋外広告物の適正な規制・誘導により、ゆとりと潤いが感じられる良好な通り景観として整える。
- 建築物や工作物の形態は、アイストップとなる富士山や箱根外輪山、曾我丘陵への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- 沿道のまとまった緑地は、通り景観にアクセントを与える資源として、適切な保全を図る。
- 沿道の景観は、来訪者にとって小田原の第一印象になることを踏まえ、沿道の建築物や工作物、物件の堆積は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。

[屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針]

- 穴部国府津線からの富士山、箱根外輪山、曾我丘陵への良好な眺望を活かし、また、まちなみとして連続性を感じられる通り景観を形成するため、屋外広告物は、高い彩度の色彩の使用を避けるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

□景観形成の方針のイメージ

- 周辺の山並みを意識した勾配屋根を採用するなど、軽快なリズムを持ったスカイラインを形成する。
- 建築設備や外階段は建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。
- 隣り合う建築物や工作物などと敷きそろや明度、彩度をそろえるなど、周辺との調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。
- 大規模な建築物より道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。



要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、周辺の山並みを意識した勾配屋根を採用するなど、軽快なリズムを持ったスカイラインを形成する。 建築設備や外階段は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。 建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は避け、建物を分節するなど、圧迫感を軽減させ、富士山や箱根外輪山、曾我丘陵への眺望景観に配慮する。 庇や軒、開口部などは、建築物と一体となったデザインとするなど、路線Gに対して表情のあるまちなみ景観を形成する。 店舗等の低層部は、明るく開放的な意匠による空間の創出や連続性のあるまちなみ景観を形成する。 垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。 立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入りを除く。）や敷地境界沿いをルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の露出をさけるとともに、潤いが感じられる景観を形成する。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根の色彩は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、明度5以下かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の山並みに融和した景観を形成するとともに、外壁の基調色と色相をそろえるなど、建築物の外観全体に調和が感じられる配色となるよう配慮する。 建築物の外壁は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、彩度3以下の低彩度色を基調とするなど、沿道の住環境などにふさわしい暖かみのある景観を形成するとともに、アクセント等を用いる際にも低層部に集約するなど、沿道の連続性に配慮した色彩を用いるものとする。 隣り合う建築物や工作物などと色相や明度、彩度をそろえるなど、対比による大きな差をつけず、周辺との調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。 工業地においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。 生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。 図9に示された路線Gに面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。 道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランス良く配置するなど、潤いのある景観を形成する。 敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は、紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。 緑の適切な維持・管理を行い、清掃活動などに努める。
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における再生資源その他の物件の堆積は、避けることとする。ただし、やむを得ない場合には、堆積の高さを3メートル以下とし、道路及び隣接地との境界から十分間隔を確保するとともに、容易に望見できないよう植栽や塀を設けるなど、整然とした通り景観を形成する。

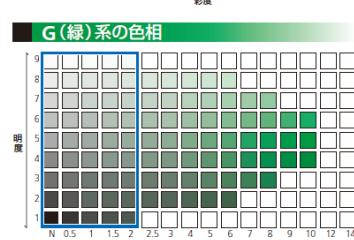
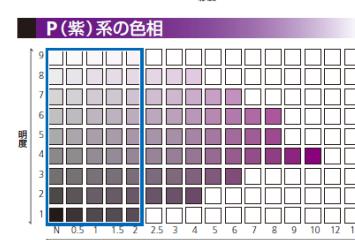
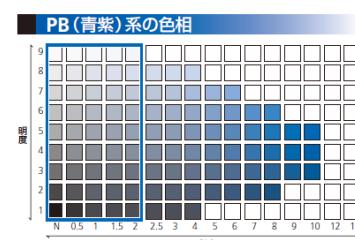
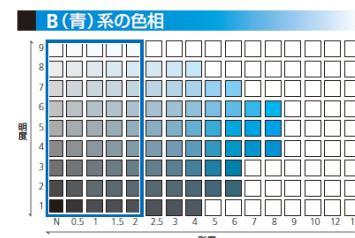
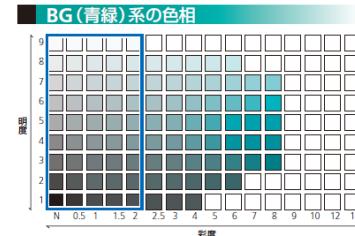
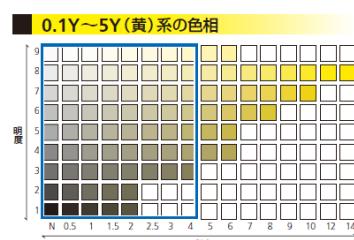
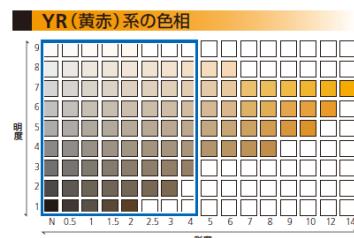
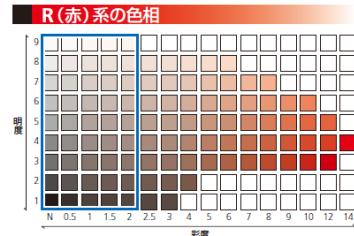
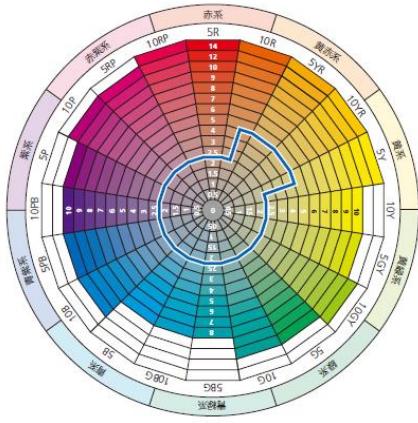
[行為の制限]

対象	制限							
建築物及び工作物(自動販売機を除く。)	<p>建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（ただし、地盤面からの高さ10メートル以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 YR～5 Y</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用する色相	彩度	0.1 YR～5 Y	4以下とする。	上記以外の色相	2以下とする。
使用する色相	彩度							
0.1 YR～5 Y	4以下とする。							
上記以外の色相	2以下とする。							
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。							
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。							
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するよう修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相5Y、明度7.5、彩度1.5 							
建築物の新築に係る緑の確保	図9に示された路線Gに10メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。							

景観計画重点区域

■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩



凡例



建築物・工作物の外観
の基調色の使用可能範囲

小田原市景観計画 景観形成基準

小田原市都市部まちづくり交通課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL 0465-33-1573 FAX 0465-33-1579

E-mail:ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp